

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

東京都新宿区西新宿 6 丁目 24 番 1 号
会 社 名 株 式 会 社 ベ リ サ ー ブ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 浅 井 清 孝
(コード番号: 3724 マザーズ)
問 い 合 せ 先 取 締 役 経 理 ・ 広 報 IR 担 当 高 橋 豊
(電話番号: 03-5909-5700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 23 日開催予定の当社第 5 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 周知性の向上および合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更いたします。また、同公告方法の変更に伴い、不測の事態が発生した場合に備えて予備的な公告方法を定めます。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年第 87 号。以下「整備法」という。)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行います。
 - ① 定款に一定の定めがあるものとみなされる事項(取締役会、監査役を置く旨、株式に係る株券を発行する旨、株主名簿管理人を置く旨)につき、それぞれの規定を新設および変更いたします。
 - ② インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主総会においてより充実した情報を開示できるようにするため、規定を新設いたします。
 - ③ 株主総会に出席して議決権の代理行使を行なう代理人の員数を明確にするとともに株主周知を図るために代理人の員数を規定いたします。
 - ④ 取締役会の機動的な運営を図るために、その決議について書面又は電磁的記録によりその承認を行うことを可能とするための規定を新設いたします。
- (3) 多様化する事業領域に柔軟に対応できるようにするため、事業目的の追加を行います。
- (4) 上記のほか、規定の整備、条文の加除・修正および移設に伴う条数の変更など、定款全般について所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりいたします。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 23 日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)~(14)条文省略</p> <p>(新 設)</p> <p>(15)前各号に付帯する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、64,000 株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 当社の発行する株券の種類、株主の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式および端株に関する手続ならびに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)~(14) (現行どおり)</p> <p>(15)労働者派遣事業</p> <p>(16)前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、64,000 株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定する</u>。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、<u>端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱等株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め、これを公告する</u>。</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、<u>毎営業年度末現在の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、株主、登録質権者または端株主として権利を行使すべき者を確定するため必要あるときは、予め公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>取締役社長が招集しその議長となる。ただし、取締役社長が欠員または事故あるときは、取締役会において予め定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長が欠員または事故あるときは、取締役会において予め定めた順位により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 13 条 株主は、当会社の議決権を有する<u>他の株主</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第 14 条 <u>議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 15 条 当会社に取締役15名以内を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 16 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>3 取締役の選任<u>については、累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する<u>他の株主1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 18 条 取締役は株主総会の<u>決議によって</u>選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役の選任<u>決議は、累積投票によらないものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付き取締役)</p> <p>第18条 <u>取締役会の決議をもって、会社を代表する取締役を若干名定める。</u></p> <p>2 <u>取締役会の決議をもって、取締役社長1名を置くほか、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名置くことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第19条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集し議長となる。ただし、取締役社長が欠員または事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第20条 <u>取締役会に関する事項は、法令および定款に定めのあるもののほかは、取締役会の定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長1名のほか、取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。ただし、取締役社長が欠員または事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 <u>当社は、取締役の全員(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)が取締役会決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 <u>取締役会に関する事項は、法令および本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬)</p> <p>第 21 条 <u>取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会においてこれを定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第22条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第 23 条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 24 条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 補欠のため選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 25 条 <u>監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。</u></p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 26 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第 27 条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第 28 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 29 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月 31 日までの1年とする。</p>

現行定款	変更案
<p>(利益配当)</p> <p>第 28 条 当社の利益配当は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者および同営業年度末日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対しこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 29 条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者におよび同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第 293 条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という)を行うことができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 30 条 利益配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 30 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当をすることができる。</p> <p>2 当社は、前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 31 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>

以 上